

山梨県手話通訳者派遣事業実施要綱

(趣 旨)

手話通訳者派遣事業は、県内に住所を有する聴覚障害者個人又は身体障害者団体、若しくは関係公的機関が手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者と健聴者の意思の疎通を円滑にするとともに、聴覚障害者の福祉増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第1条 この事業の実施主体は山梨県とし、その業務は、合同会社カナエール（山梨県立聴覚障害者情報センター）に委託して行うものとする。

(手話通訳者の委嘱)

第2条 手話通訳者（以下「通訳者」という。）は、別に定める認定試験に合格し、県に登録された者の中から山梨県立聴覚障害者情報センター所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

2 委嘱期間は、1年とする。

(通訳者の派遣)

第3条 通訳者は、次の場合に派遣する。ただし、当該年度の予算の範囲内とする。

- (1) 関係公的機関、障害者団体等からの依頼
- (2) その他、所長が必要と認めた場合

(通訳者の派遣依頼の方法)

第4条 通訳者の派遣を依頼する場合は、一週間前までに、手話通訳者派遣申込書（第1号様式）に必要事項を記入の上、所長に申し込むものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(業務報告)

第5条 通訳者は、業務を終了した場合、手話通訳者業務報告書（第2号様式）を所長に提出するものとする。

(秘密の保持)

第6条 通訳者は、その業務を行うにあたって個人の人権を尊重し、その身上等に関する秘密を守らなければならない。

## ○派遣手当及び費用弁償の基準

第7条の通訳者の派遣手当及び費用弁償は、通訳者の請求に基づき、次のとおり支払うものとする。ただし、予算の範囲内とする。

- 1 手話通訳者の派遣手当は、最初の1時間を2,000円、以後1時間につき1,500円を加算した額とし、1日6時間を上限とする。

但し、午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までは100分の25を、午後10時から午前6時までは100分の50を、1時間毎の派遣単価に乗じて得た額を加算する。

なお、派遣単価が異なる時間帯をまたがる場合、1時間毎の属する時間帯の派遣単価で算出する。

派遣日前日の午後5時以降に派遣依頼のキャンセルが発生した場合、1時間分の派遣手当を補償料として支給する。

但し、交通費は連絡を受ける前に、既に自宅を出発した場合のみ支給する。

- 2 支給期日は、原則として派遣月の翌月とする。

- 3 交通費は実費支給とする。